

サービスハンドブック



OITA UNIVERSITY

平成28年5月

国立大学法人 大分大学

目 次

- はじめに
- 誠実義務
- 職務専念義務
- 職務専念義務免除
- 遵守事項
- 職員の倫理
 - 倫理行動基準
 - 禁止行為等
 - 贈与等の報告
- セクシュアル・ハラスメント等について
 - イコール・パートナーシップ推進宣言
 - セクシュアル・ハラスメントとは何か
 - セクシュアル・ハラスメントを起こさないために
 - アカデミック・ハラスメントとは何か
 - アカデミック・ハラスメントを起こさないために
- 兼業の制限
 - ◎兼業とは
 - 兼業の申請及び許可
 - 短期間の兼業
 - 兼業従事時間の取扱い
 - 兼業の上限時間
 - 兼業の許可期間
 - 兼業の取消し及び制限
 - ◎営利企業の役員兼業について
 - 営利企業の役員兼業とは
 - 営利企業役員兼業の申請及び許可
 - 営利企業役員兼業の上限時間
 - 営利企業役員兼業の許可期間
 - 営利企業役員兼業の従事状況に関する報告
 - 営利企業役員兼業終了後の業務の制限
 - ◎自営兼業について
 - 自営兼業とは
 - 自営兼業の申請及び許可
- 懲戒について
 - 懲戒について
 - 懲戒の区分
 - 訓告等
- 参考

はじめに

大分大学憲章において、「大分大学は、自主的・自律的な教育研究と管理運営のもと、活動内容の継続的な質的向上を図るとともに、情報を積極的に公開し、社会への説明責任を果すよう努める。」と謳っています。

社会への説明責任を果すためには、大分大学の構成員である職員各位が常に服務規律等を遵守し、誠実かつ公正な姿勢を保持することが不可欠です。

このサービスハンドブックは、大分大学の職員として、最低限認識しておくべきサービスに関する事項を内部規則等から抜粋し、作成しました。

職員各位においては、このサービスハンドブックを常に携帯し、サービス規律、職員倫理、職場秩序等についての認識を深め、大分大学の職員としての責任を自覚し、信用を失墜することのないよう行動してください。

大分大学

P 2~P 26 省略

大分大学における敷地内全面禁煙の取組について

大分大学では、受動喫煙の防止を定めている健康増進法（平成14年法律第103号）の趣旨を踏まえ、平成23年4月1日から、敷地内全面禁煙を実施しています。

➤ これまでの取組

【大分大学挾間キャンパス全面禁煙】（平成19年1月1日から実施）

【大分大学王子キャンパス全面禁煙】（平成19年8月1日から実施）

【大分大学旦野原キャンパスにおける「禁煙ポリシー07」】

（平成19年6月25日 役員会決定）

喫煙行動それ自体の有害性と「受動喫煙」の有害性の問題を改めて深く認識し、学生や教職員等の大学構成員のみならず来訪者をも含むみなさんの健康維持を図り、快適な教育環境の確保を目指す「大分大学旦野原キャンパスにおける「禁煙ポリシー07」と行動計画」を定めるとともに、2年以内の「旦野原キャンパス敷地内全面禁煙」に向けて行動する。

【大分大学敷地内全面禁煙について】（平成23年2月8日 学長通知）

喫煙は、喫煙者自身の健康を害するばかりでなく、周囲にも健康被害を及ぼすことから、喫煙者の禁煙を支援するとともに、非喫煙者の受動喫煙による被害を完全に防止する衛生対策が必要なことはいうまでもありません。また、大学は未成年の学生を含め、多数の人々が利用する公共的かつ教育・研究の場であることを強く認識しなければなりません。

【大分大学全キャンパス全面禁煙】（平成23年4月1日から実施）

【大分大学禁煙推進宣言】（平成24年4月1日 役員会決定）

大分大学は、平成23年4月の旦野原キャンパス敷地内全面禁煙により、挾間キャンパス及び王子キャンパスを含む全てのキャンパスにおいて敷地内全面禁煙となり、「無煙化環境」を構築しました。

今後はこれまでの取組をさらに進め、全ての学生を喫煙から直接的・間接的健康被害から守ることを本学のミッションとして以下の取組を推進します。

- 学生の全てが非喫煙者となるよう努力します。
- 学生にタバコの健康被害について正しい知識を伝えます。
- 学生の禁煙のための支援活動を推進します。
 - ・教職員の協力のもと実施します。
 - ・関係企業・団体との連携により実施します。
- キャンパス内全面禁煙及びタバコの販売禁止を継続します。

➤ これからの取組

毎年5月31日を「世界禁煙デー」とするWHOの決議にのっとり、今後とも、勤務時間中又は敷地内における全面禁煙の徹底を図る。

国立大学法人大分大学職員の受動喫煙の防止等に関する規程

平成28年5月23日制定
平成28年規程第 号

(目的)

第1条 この規程は、健康増進法(平成14年法律第103号)第25条の規定の趣旨を踏まえ、国立大学法人大分大学(以下「法人」という。)の職員及び学外者(以下「職員等」という。)に対し、その健康増進を図るため、受動喫煙の防止等の措置を講ずることを目的とする。

(受動喫煙の防止等のための措置)

第2条 学長は、受動喫煙の防止等を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 法人の敷地内における禁煙その他の無煙環境の推進に関すること。
- (2) 禁煙に関する情報提供、啓発活動その他の禁煙の支援に関すること。
- (3) その他受動喫煙の防止等に関すること。

(職員等の責務)

第3条 職員等は、受動喫煙による健康への影響に関する理解を深めるとともに、受動喫煙の防止等に努めるものとする。

- 2 職員は、勤務時間中又は法人の敷地内においては、喫煙してはならない。
- 3 学外者は、法人の敷地内において喫煙しないものとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、受動喫煙の防止等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年5月31日から施行する。